

令和2年9月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(行コ)第337号 怠る事実の違法確認請求控訴事件(原審・東京地方
裁判所平成30年(行ウ)第62号)

口頭弁論終結日 令和2年7月8日

5

判 決

東京都中野区松が丘二丁目19番9号301号室

控訴人(原審原告) 岩 村 信 弘

東京都中野区新井二丁目3番2号207号室

控訴人(原審原告) 小 林 京 子

10

東京都中野区野方一丁目17番4号

控訴人(原審原告) 根 岸 志 の ぶ

東京都中野区沼袋三丁目23番23号 第一グリーンハイツ202号室

控訴人(原審原告) 岩 崎 健 太

上記4名訴訟代理人弁護士 小 島 延 夫

15

同 金 子 春 菜

東京都中野区中野四丁目8番1号

被控訴人(原審被告) 中 野 区 長

酒 井 直 人

同 指 定 代 理 人 篠 岡 祐 拳

20

同 栗 田 真 記 子

同 加 藤 哲 也

同 桐 生 嘉 一

同 尾 関 信 行

同 吉 田 雅 弘

25

同 山 田 沙 弥

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要等（以下、略語等は原則として原判決の表記に従う。）

- 1 本件は、中野区の住人である控訴人らが、中野区の設置に係る都市公園である東京都市計画公園第4・4・3号中野公園（区公園名称：平和の森公園）の再整備に関し、被控訴人が、同再整備工事により同公園の価値を減少させ、同公園の適正な管理をしないことが、地方自治法242条1項所定の「財産の管理を怠る事実」であると主張して、同法242条の2第1項3号の規定に基づき、被控訴人に対し、当該「怠る事実」の違法確認を求める住民訴訟である。

原審は、控訴人らの主張する「怠る事実」が同法242条1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当して住民訴訟の対象となるとはいえないから、本件訴えは不適法であるとして、これを却下する判決をした（原判決）ところ、控訴人らがこれを不服として本件控訴を提起した。

- 2 前提事実並びに争点及び当事者の主張は、次のとおり当審において当事者が敷衍した主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 前提事実」及び「3 争点及び当事者の主張」のとおりであるから、これを引用する。

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、本件において、本件公園という公有財産の管理について、次のとおり二つの具体的な怠る事実の主張をしており、財務会計上の行為として具体的に特定されている。

ア 樹木の伐採による価値の減少の回復を被控訴人は怠っていること。

本件公園についての本件公園整備事業第1期工事及び第2期工事によって樹木が伐採されるなどして、その財産的価値が失われたところ、被控訴人は、その減少した財産的価値について、原状回復措置を講じることを怠っている。

5 イ 陸上競技用トラックを撤去し、工事以前の草地広場に復旧する工事をするべきなのに、被控訴人はこれを怠っていること。

本件公園の草地広場は、公園利用者が自由に余暇を楽しむ積極的な空間としての公園施設であり、広大で開放的な空間であったところ、本件公園整備事業の第2期工事によって、半分以上の面積が陸上競技用トラックに占拠され、このことにより、草地広場の利用価値が著しく減少し、安全上の価値も減少した。

また、陸上トラックの構築によって、年間維持費の増加やトラックの修繕費用として10年間で合計2億7225万円もの支出増という多大な財産的損害を中野区に与えるところ、陸上競技用トラックを撤去することでこれらの損害を防ぐことができる一方、復旧工事に要する費用は2130万1920円で、上記損害を大幅に下回る。

上記のとおり陸上競技用トラックを整備することにより生じる草地広場の利用価値の減少、安全性の減少及び財産的価値の減少を防ぐためには、被控訴人は、速やかに陸上競技用トラックを撤去し、工事以前の草地広場に復旧する工事をするべきところ、その措置を講じず、本件公園の財産的価値を失ったままに放置している。

(2) 被控訴人の主張

控訴人らの主張は、本件契約の変更・解除や復旧工事の請負契約の締結等の個々の財務会計上の行為を特定した上でのものではなく、結局のところ、中野区の都市公園管理者としての権限に基づいて被控訴人が行う本件公園の整備に関する行為を包括して「財産の管理」と主張しているものと解するほ

かない。

都市公園管理者としての権限に基づいて行われる本件公園の整備に関する行為は、公園管理行政の見地からする公園行政担当者としての行為（判断）であって、本件公園の財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらないというべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件訴えは、住民訴訟の対象とならない行為の違法確認を求めるもので不適法であると判断する。その理由は、当審において当事者が敷衍した主張について次のとおり判断を加えるほか、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人らは、①樹木の伐採による価値の減少の回復を被控訴人が怠っていること及び②陸上競技用トラックを撤去し、工事以前の草地広場に復旧する工事をするべきなのに、被控訴人がこれを怠っていることは、地方自治法242条1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当する旨主張する。

しかしながら、上記①、②のいずれについても、本件公園の再整備工事に係る本件契約の締結や解除、あるいは新たな契約の締結、被控訴人が有する財産上の請求権の行使などの具体的な財務会計行為を特定したものとはいえない。控訴人らは、本件公園の整備計画を見直し、元の公園の状態に復旧させるべきであるのに被控訴人はこれを怠っていると主張するものと解されるが、それは、被控訴人が、本件公園について、その設置目的又は区民の利益に沿ったものになるよう整備すべきなのに、それを怠っているという主張であると解され、まさに、被控訴人の公園行政担当者としての行為の見直しを求めるものであって、被控訴人の公園行政担当者としての行為を主張するものにほかならず、本件公園の財産的価値に着目し、その維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないというべきである。

上記のように、被控訴人が怠っている行為として、樹木の伐採についての原
状回復、陸上競技用トラックの撤去といった措置を主張しても、それは、被控
訴人の公園行政担当者としての行為の内容を挙示したに過ぎず、それによって
具体的な財務会計行為が特定されたことにはならない。また、控訴人ら主張の
5 ような見直しによって、結果的に本件公園の価値が増加することがあり得ると
しても、その見直し自体は、本件公園に係る上記の財務会計上の財産管理行為
に当たらないことに変わりはないというべきである。

したがって、控訴人らの主張する上記①及び②の事実が「財産の管理を怠る
事実」として住民訴訟の対象になるとはいえない。

10 第4 結論

以上によれば、本件訴えは不適法であるから却下すべきところ、これと同旨
の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判
決する。

東京高等裁判所第22民事部


15 裁判官

白井 幸夫 

裁判官

中山 典子 

20 裁判官

澤村 智子 

これは正本である。

令和2年9月16日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官 小濱 智 英

